

平成二十年一月十八日受領
答弁第三九五号

内閣衆質一六八第三九五号

平成二十年一月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理状況に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理状況に関する再質問に対する答弁書

一について

ワインは御指摘のような形で管理されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二及び三について

外務省においては、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿を適正に作成することにより、ワインを適切に管理していることは先の答弁書（平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二六五号）三について述べたとおりである。そのように適正に書面で作成された物品管理簿を改めて電子化する必要があるとは考えていない。

四について

外務省においてワインを適切に管理してきていることから、公務の目的以外での使用はないと承知している。